

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 松島 紀由
〔公印略〕

地域福祉推進委員会
委員長 川村 裕
〔公印略〕

重層的支援体制整備事業にあたっての市区町村との連携について（周知依頼）

日頃より、本会の事業推進につきましてご尽力賜り深謝申し上げます。

さて、本年4月より、令和2年改正社会福祉法で位置付けられた、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が施行されました。

今般、厚生労働省より、別添のとおり、市区町村が重層的支援体制整備事業を実施する際に、社協に委託して重層的支援体制整備事業を実施する場合だけでなく、委託を受けない場合であっても社協に十分な連携を求める周知依頼がありました。

この重層的支援体制整備事業は、「市区町村社協経営指針（第2次改定版）」（令和2年7月31日）の今後の経営のポイントとして掲げた、あらゆる地域生活課題への対応と地域のつながりの再構築（包括的な支援体制づくり）に重なるものです。

令和3年度における重層的支援体制整備事業の実施予定は42自治体、移行準備事業の実施予定は243自治体であり、行政とのパートナーシップのもと、「連携・協働の場」としての社協の役割を果たし、各市区町村に対して重層的支援体制整備事業の実施をはたらきかけることが求められます。また、重層的支援体制整備事業の委託を受けない場合であっても、各市区町村が実施する重層的支援体制整備事業との連携を図ることが期待されています。

つきましては、貴都道府県・指定都市内の市区町村社協に対して、重層的支援体制整備事業に係る情報提供や事業実施に向けた支援等を引き続き、お願い申し上げます。

記

1. 送付内容

- (1) 厚生労働省「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会との連携について」（令和3年3月31日付 厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- (2) 〔参考資料〕厚生労働省「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件について（通知）」（令和3年3月29日付 社援発0329第22号 厚生労働省社会・援護局長通知）

2. 地域共生社会のポータルサイト URL

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

【問合せ先】

全国社会福祉協議会 地域福祉部（担当：岡崎、水谷）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-4655 / FAX：03-3581-7858 / E-mail：z-chiiki@shakyo.or.jp